

諮問番号：令和元年度諮問第3号

答申番号：令和元年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人 が平成31年2月8日に提起した処分庁大泉総合福祉事務所長による支給済み保護費の徴収決定処分（以下「本件処分1」という。）および支給済み保護費の返還決定処分（以下「本件処分2」という。）（以下これらを総称して「本件処分」という。）についての審査請求（平成31年2月25日付け30練総法第1938号。事件名「支給済み保護費徴収決定等取消請求事件」）について、本件処分1に係る部分は棄却されるべきであり、本件処分2に係る部分は却下されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分の理由がわからないとして、本件処分は取り消されるべきであるというものである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、つぎのとおりである。

本件処分1

本件処分1は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づき適法かつ正当に行われたものであり、何ら違法・不当な点はないことから、審査請求人の主張には理由がなく本件審査請求は棄却されるべきである。

すなわち、生活保護手帳別冊問答集2018年度版において、「法第78条によることが妥当な場合は、(a)届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。(b)届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。(以下、略)」と定められている。

ここで、平成30年2月15日および同年4月13日に審査請求人が受領した平成29年12月から翌年3月分までの4か月分の年金*****円については、処分庁が

法第28条第1項に基づく審査請求人の年金の収入の状況についての報告および法第29条に基づく銀行への調査の同意を繰り返し求めたのに対して、審査請求人がこれに応じなかったことが上記(a)に該当するものである。

また、平成30年3月12日に審査請求人が提出した通帳のコピーには、つぎに挙げるとおり不自然な点が見られ、審査請求人において、同年1月15日の年金振込および同年2月15日の年金振込の事実を隠すために、作為が加えられたことを示すものであるから上記(b)に該当するものである。

ア	平成29年12月27日	引出し後の残額	*****円
	平成30年1月31日	*****円振込直後の残額	*****円
		(計算上あるべき金額)	*****円)
イ	平成30年1月31日	引出し後の残額	*****円
	平成30年3月2日	*****円振込後の残額	*****円
		(計算上あるべき金額)	*****円)

本件処分2

本件処分2に係る審査請求については、法第64条の規定により東京都知事に対して行われるべきものであり、練馬区長に対して審査請求をすることはできない。

したがって、本件処分2に係る審査請求は、不適法であり却下されるべきである。

仮に、適法な審査請求であったとしても、本件処分2は、法に基づき適法かつ正当に行われたものであり、何ら違法・不当な点はないことから、審査請求人の主張には理由がなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、法第63条の解釈上、年金については「当該事由の発生時から資力があるものとみなす。」と解されるため(「生活保護運用事例集2017(東京都福祉保健局)」)、本件において資力が発生したと認められるのは、支給事由が発生した平成29年9月1日(年金受給権発生の日)である。

また、平成30年1月15日に審査請求人が受領した平成29年9月から同年11月分までの3か月分の年金*****円(本件処分2に係るもの)については、「年金を遡及して受給したことを秘匿した場合、年金が遡及して支給開始される日から年金を一括して受給した日の前日までの期間に、実際に収入を得ていたわけ

ではない。収入が現に手元になかった期間について、欺罔の意思をもって収入を秘匿し、保護費を詐取したということとはできない。よって、法第78条は適用することができず、法第63条を適用して保護費の返還を求めることになる。」（「生活保護運用事例集2017（東京都福祉保健局）」）という考え方により、法第63条を適用した。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分1に係る審査請求に関して、平成30年2月15日および同年4月13日に審査請求人が受領した平成29年12月から翌年3月分までの4か月分の年金*****円について見ると、平成30年2月19日以降、処分庁において、法に基づき、審査請求人の年金収入に係る報告および銀行への調査の同意を繰り返し求めた事実が認められ、また、審査請求人の事前の同意に基づく処分庁の調査結果からすれば、審査請求人において同年2月15日の年金振込の事実を隠匿すべく作為を加えた通帳のコピーが同年3月12日に処分庁へ提出されたと判断せざるを得ず、以上の事実は、法第78条における「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た場合に該当する。

2 本件処分2に係る審査請求は、法第64条の規定により東京都知事に対して行われるべきものであり、練馬区長に対して審査請求をすることはできない。

なお、本件処分2に係る不服申立ての手続は、本件処分2の通知の際、審査請求人に対して明らかにされている。

3 その他、本件処分につき違法または不当な点は認められない。

4 以上のとおり、本件処分1に係る本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

また、本件処分2に係る本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、却下されるべきである。

第4 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の結論

本件審査請求のうち、本件処分1に係る部分は棄却されるべきであり、本件処

分2に係る部分は却下されるべきである。

2 審査庁の判断の理由

審理員意見書のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和元年7月23日 審査庁からの諮問の受付
- 2 令和元年7月24日 審議・答申

第6 審査会の判断の理由

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名および審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項および同法第2章第3節の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

2 本件処分の適法性について

本件処分1に係る審査請求に関して、平成30年2月15日および同年4月13日に審査請求人が受領した平成29年12月から翌年3月分までの4か月分の年金*****円について見ると、平成30年2月19日以降、処分庁において、法に基づき、審査請求人の年金収入に係る報告および銀行への調査の同意を繰り返し求めた事実が認められ、また、審査請求人の事前の同意に基づく処分庁の調査結果からすれば、審査請求人において同月15日の年金振込の事実を隠匿すべく作為を加えた通帳のコピーが同年3月12日に処分庁へ提出されたと判断せざるを得ず、以上の事実は、法第78条における「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た場合に該当する。

本件処分2に係る審査請求は、法第64条の規定により東京都知事に対して行われるべきものであり、練馬区長に対して審査請求をすることはできない。

したがって、本件処分2の適法性を論ずるまでもなく、本件処分2に係る審査請求は不適法であり、却下されるべきである。

その他、本件処分につき違法または不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件処分1に係る本件審査請求は棄却されるべきであり、また、本件処分2に係る本件審査請求は却下されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

練馬区行政不服審査会

会長 葭原 敬

委員 菊地 隆雄

委員 宇野 康枝